

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第11回定例会)

- 1 期 日 平成30年11月21日(水)市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後3時37分
- 2 出席委員
- |       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
| 委 員   | 貞 廣 | 斎 子 |
| 委 員   | 赤 澤 | 智津子 |
| 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長        | 齊 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部参事       | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 学校教育部次長       | 天 田 | 正 弘 |
| 生涯学習部次長       | 岡 村 | みゆき |
| 学校教育部副参事      | 小 平 | 修   |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 | 一 雄 |
| 学校教育部副技監      | 江 口 | 浩 雄 |
| 生涯学習部副参事      | 奥 井 | 良 和 |
| 教育総務課長        | 三 角 | 寿 人 |
| 指導課長          | 荒 井 | 英 治 |
| 学校給食センター所長    | 星   | 昌 幸 |
| 総合教育センター所長    | 木 下 | 初 恵 |
| 生涯スポーツ課長      | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 | 雅 和 |
| 菊田公民館長        | 寄 主 | 義 之 |
| 大久保公民館長       | 長 島 | 裕 子 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 大河内 | 俊 彦 |
| 学校教育部主幹       | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 | 洋 介 |
| 学校教育部主幹       | 青 野 | 孝 幸 |
| 学校教育部主幹       | 木 村 | 千桂子 |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |
| 学校教育課主任管理主事   | 本 間 | 千佳子 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 習志野市教育課程検討委員会からの提言について
- (2) 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
- (3) 平成31(2019)年度園児募集経過報告(11月2日現在応募状況)について
- (4) 平成30年度教育費予算案(12月補正)について

### 第3 議決事項

- 議案第41号 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第42号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第43号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第44号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第45号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第46号 鷺沼小学校の通学区域の一部を調整区域とすることについて
- 議案第47号 習志野市運動部活動ガイドラインの策定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 平成31(2019)年度習志野市教育行政方針(案)について
- 協議第2号 平成31(2019)年度教育費当初予算案について
- 協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について
- 協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

議案第46号の議案名を「鷺沼小学校の通学区域の一部を調整区域とすることについて」に変更することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(2)及び報告事項(4)並びに議案第41号、協議第1号及び第2号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、報告事項(4)、協議第1号及び第2号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項(1) 習志野市教育課程検討委員会からの提言について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)「習志野市教育課程検討委員会からの提言について」、報告する。

習志野市教育課程検討委員会は、教育課程について幅広く御意見をいただく中で、現状の把握と必要な改善を図ることを目的に設置された委員会で、習志野市PTA連絡協議会や校長会の代表者及び教育委員会事務局職員から構成されている。今年度は、教育課程に関わる今日的課題について各学校から検討事項を出してもらい、それらについて検討を重ねた結果、8つの事項について提言をいただいた。

提言の内容としては、小学校入学式のあり方、始業式までの日程、卒業式の日程、総合教育展のあり方、超過勤務・業務改善について、道徳の評価のあり方、小学校の外国語、道徳の教科化、口腔衛生についての8項目となっている。なお、提言のうち、始業式までの日程については、始業式までの勤務日を最低3日間は確保できるよう、幼稚園・小中学校の学校管理規則の改正を考えている。

各園・学校においては、この提言を「社会に開かれた教育課程」の一端として受け止め、2019年度以降の教育計画の策定に活用してもらうよう、お願いしているところである、と概要を説明

古本委員

この提言を読んで一つ感じたことがある。「⑤超過勤務の削減・業務改善」に、ノー残業デーを設定する、仕事を減らすという提言があるが、今思うに、現実的にどのような企業でも仕事量は減らせないと思う。仕事を減らすということは、教育の主体である子どもたちに対する教育の量を減らすということであるから、現実的ではないと思う。厳しいかもしれないが、やはり仕事量を減らさず各自の労力を減らすには、人を増やすしかないのではないか。例えば非現実的と言われるかもしれないが、担任を2人にしたらどうか。今は働き方改革で様々な企業でも仕事を減らすか、その仕事を担当する人員を増やすかのどちらかしかないと思う。今、子どもたちに対してやらなくてはいけないことが段々と増えている中で、さらに仕事量を減らすということは現実的ではないと思ったため、できればこのようなことを考えてもらえないか、と要望

天田学校教育部次長

今の意見は、まさに今の学校が課題として捉えているものだと思う。職員定数に関しては、学校の子どもの人数によって学級数が決まり、学級数が決まることで職員の配置人数が決まって来る。現在の千葉県は一学級における子どもの定数が35人や38人であるが、一学級を構成する定数をもう少し、少人数化してほしいという要望を繰り返していくことが、学級数が増え、職員の数が増えていくことに繋がっていくと思っている。このことに関しては、県費負担職員のこと

とに関するよう要望を、市から県へ折を見てあげていきたい、と回答

古本委員

無茶なことを言っているとは思いますが、例えば今、医療業界でも医者残業などを削るためにどうしたら良いかという話になっているように、教師の方々も残業の問題、有給休暇の消化の問題など、今のままでは絶対に削減は無理だと思う。やはり、子どもたちに問題が起こった時に、「今日はノー残業デーだから別の日にしてほしい」というわけにはいかない。その都度、生徒が必要な時に動く必要があり、後からというわけにはいかないで、今のままでは超過勤務の削減などは無理だとひたすら言い続けるしかない。言い続ければまた形が変わってくると思うので、ぜひ、先生たちだけでなく教育委員会の方でも頑張っていってほしい、と要望

赤澤委員

確認したいことと今後について聞きたい。まず確認であるが、この検討事項は小中学校校長の方々から提出された、「検討するべきもの」をピックアップしたものということか。それに対して委員会の中で討議した結果が、提言として資料の二重枠の四角の中に入っているという理解で良いか、と質問

三角教育総務課長

そのとおりである、と回答

赤澤委員

この二重枠の四角の中は委員会の中で定められたもので、その中から実施できるものは実施していくということだと思うが、今後、この提言は、どのような扱いになっていくのか、と質問

三角教育総務課長

いただいた提言のうち、取り入れられるものについては取り入れるという中で、提言②にある始業式までの勤務日については、この後の審議事項にあるとおり、教育委員会で所管している規則の改正を行う議案を本定例会に提出している。実際の教育課程そのものについては、学校長に最終的な決定権があるので、この提言を受けて、自校の運営に活かしていただくために依頼を出している、と回答

赤澤委員

検討委員会の設置は2017年度からということだが、特に毎年このような検討をするということではなく、委員会が出された提言は、今後も活用していくということか、と質問

三角教育総務課長

そのようにお願いをしている、と回答

貞廣委員

資料3ページ目の「⑥道徳の通知表・指導要録の様式」についての検討事項に「校長会、役員会」の後に「私設校長会議」というものがあるが、これはどのようなものか教えてほしい。また、私設という場でこのような検討をすることは適切であるのかも含めて教えてほしい、と質問

天田学校教育部次長

私設校長会議とは、校長会議が終わった後に校長のみが集まって、校長会議での話や各学校で日頃困っていること、校長会として検討してもらいたいことなど、話し合いを深めて方向性を確認していく場であり、月に一回、小中学校長が集まって会議をしている。これを、通称で私設の校長会議と呼んでいる、と回答

貞廣委員

長く使われている言葉であるため、あまり違和感が無いのかもしれないが、外の人間から見ると「私設とは」という印象を持つ。今の話を聞く限り、インフォーマルなディスカッションをするフォーマルな場であると思うため、例えば、「校長懇話会議」等に名称変更することを検討されてはいかがか。「私設」という言葉に少し違和感を持つ、と要望

天田学校教育部次長

今後検討していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

### 報告事項(3) 平成31(2019)年度園児募集経過報告(11月2日現在応募状況)について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(3)「平成31(2019)年度の園児募集経過報告(11月2日現在応募状況)について」、入園願書の受付が終了し、11月2日現在の入園候補者を集計したので報告する。資料において、募集人員、応募世帯数、応募人数を各幼稚園別に、さらに参考としてこども園短時間児についても同様に記載している。

幼稚園の4・5歳児の願書受付数は、昨年度の願書受付数と対比すると、30名減の130名である。一方でこども園の4・5歳児の願書受付数は、10名増の117名となっている。これについては、幼稚園3施設が閉園となることに伴い、こども園2施設が新たに開園することが増減の主な理由であると考えている。

来年度から受け入れを始めるこども園の3歳短時間児については、新設されるこども園を含め、全てのこども園で募集人員を超える入園希望があった。この中で、(仮称)第七中学校区こども園については、募集要項において多胎児、双子については一つの枠とすることとしているため、世帯数としては募集人員と同数となることから、抽選は行わないこととした。残りの4園については、入園候補者を決める公開抽選を行った。合計としては、(仮称)第七中学校区こども園の双生児が一組の入園候補者となったことで、3歳児は募集77名に対し、1名増えた78名が現時点でのこども園の3歳児の入園候補者となっている。

今後の流れとしては、12月21日に入園許可書の交付を予定しており、次回教育委員会会議において、交付数等について改めて報告する、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

議案第42号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
(学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第42号「習志野市立小学校及び中学校規則の一部を改正する規則の制定について」、提案する。本議案は、習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正しようとするものである。

まず、1点目であるが、資料2ページ目のおり学校教育法の一部改正に伴い、習志野市立小学校及び中学校管理規則第6条第1項の表、事務職員の部中「副主査、上司の命を受け、担当事務を処理する。」「主事、上司の命を受け、事務に従事する。」としたものを、「副主査・主事、上司の命を受け、担当事務をつかさどる」と改正するものである。これは、学校教育法第37条第14項の事務職員の職務の変更に基づいたものである。

次に、2点目であるが、資料3ページ目のおり平成30年10月29日付けで習志野市教育課程検討委員会委員長より提言のあった、幼稚園・こども園・小・中学校の始業式までの日程について、教育委員会内での検討の結果、提言のおり実施することが必要であると考え、実施にあたり小・中学校に係る規則を改正するものである。

これまでは、暦によって土日が入り込み、職員会議や各種引き継ぎ等、様々な準備を2日間で並行して行い、始業式を迎えることがあった。業務改善の観点から、始業式まで平日を3日以上確保し、新年度準備の時間を十分に取れるようにしている、と概要を説明

赤澤委員

質問であるが、「上司の命を受け、担当事務を処理する。」「上司の命を受け、事務に従事する。」から、両方とも「上司の命を受け、担当事務をつかさどる。」と変わっているが、これは表記の問題なのか。それとも内容が変わったのか、と質問

天田学校教育部次長

表記の問題でもあるが、担当事務をつかさどるということに関しては、管理職から命を受け、事務職員がその専門性を活かして、学校の事務を一定の責任を持って自己の担当事項として処理することで、より主体的・積極的に学校経営に参画することを目的として、文言の整理をしている、と回答

貞廣委員

平成29年3月に学校教育法が改正されているため、この段階での規則改正は少し遅れていると思う。今回の「事務をつかさどる」という改正は、今の説明のおり、事務職の方が主体的に専門性を活かしていく、または多様な専門職が集って「チーム」として学校が協働していくことで、例えば、先ほどの説明にあった、先生方の厳しい仕事ぶりがサポートされる等の目的がある。今般の学習指導要領の中にあるカリキュラム・マネジメントに関連しても、リソースをいかに活用して教育課程を充実させるかという観点から事務職の役割を再定義するすごく大きな改正であった。おそらく、習志野市内の事務職員の方々も、まさかこの管理規則が改正されていないなどつゆ知らず、「これから私たちはさらに専門性を活かして取り組んで行く」と意気込んで頑張ってきた半年間だったと思う。そのため、事務職の方々の思いを摘んでしまうことのないように、大きな改正については、きちんと対応してほしい。また、事務職は一人職であるため、事務職員の職能はかなり幅がある。やはり、若い人たちをベテランの人が活かしていく、または研修を活かし

ていくことによって、非常に学校のマネジメント能力は大きく変わると思う。事務職の方の研修やサポート等を今まで以上に配慮してほしい、と要望

天田学校教育部次長

改正の遅れに関しては、大変申し訳ない。同じことが繰り返されないよう、今後は法改正の下、素早い規則改正を行っていく。事務職員に関しては、ほぼすべての学校が県事務職員1名の配置である。その中で、誰に相談することもできず一人で悩んでいる方もいると考えて、横の連携と教育委員会等の縦の連携を図り、事務職員が学校経営において大きな力を発揮してくれるという思いでこれからも進めて行きたいと思うため、研修については、充実させていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第43号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について**

(学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

議案第43号「習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

議案第42号の小中学校管理規則と同様に、習志野市教育課程検討委員会委員長より提言のあった幼稚園の始業式までの日程について、提言のとおり実施する必要があると考え、文言整理と併せ、規則を改正するものである。業務改善の観点から管理規則を改正し、始業式まで平日を3日以上確保し、新年度準備の時間を十分に取ることができるようにしたものとなっている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第44号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について**

(学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第44号「平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、提案する。本議案は、千葉県教育委員会が定めた「平成30年度末及び平成31年度公立学校職員人事異動方針」に基づき、本市の人事異動方針を制定しようとするものである。

千葉県の人事異動方針については、昨年度から大きな変更点はなかった。そこで、本市の人事異動方針についても、昨年度のものを踏襲している。主な変更点については、3点ある。

「習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針新旧対照表」のとおり、1点目は「第1一般方針」の「1 心身ともに優れた人材の確保、職員の資質向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的かつ効率的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の

適性化に努める。」としたものを、「各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適性化に努める。」と改めた。これは県の方針の表現と一致させるものである。

2点目は、「第1 一般方針」の「2 『千葉県・千葉市教員等育成指標』を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。」を新たに定めた。これは、県の方針に基づき、本市においても人材育成に努める意味から新たに定めた。

3点目は「第2 実施要項」の「6 新規採用について」である。「(2)学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努めるとともに、人材育成を効果的に図る観点をも十分留意し、配置する」としていたものを、「学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努める。」と改めた。これは、県の方針に基づいたものである、と概要を説明

#### 貞廣委員

改正について異論はないが、1点質問がある。資料3ページ目の新旧対照表に、改正前後ともに「職員構成の適正化」について書かれているが、現行の職員構成の適正化の中で、おそらく課題になっていることは、若年層の教員が多く、中間層の教員が少ないことだと思う。それに対してどのように認識し、教育委員会としてどのようなサポートを行っているのか、また、行っていいとしているのか、と質問

#### 天田学校教育部次長

各学校内で実施している研修の例を挙げると、「わかば研」と称する若年層の教員を対象とする研修では、若年層の教員たちが自分たちで課題を挙げ、その課題を解決するためにはどうしたら良いかを話し合う。それをベテランの教員や管理職に見てもらい、自分たちでは導き出せなかった最後の一言をもらうことで、理解するという流れで研修を行っている学校がいくつかある。教育委員会としては、県が実施している新規採用教員や初期層教員に対する研修以外に、本市としての初若年層教員の研修も行い、育てる努力をしている。なお、教員の年齢構成が二極化していることは明らかであり、ないところを増やすことはなかなかできないので、校長・教頭・教諭であってもベテランの教員が、自分たちが今までやって来た過去の実績をしっかりと意識し、プライドを持って若年層の教員にしっかりと時代を継承することの大切さを様々な場面で伝えている。同時に、初若年層教員が早く成長し、能力を身につけてもらうために、現在、本市だけでなく千葉県全体で他市との人事交流を速やかに進めているところである。やはり、環境が変わったところで経験をすることというのは、大きな財産になってくる。そのような経験をして、また本市に戻ってきた時に本市の教育に携わってもらいたいという願いで、人事交流を盛んに進めようとしているところである、と回答

#### 貞廣委員

多様なサポートをしていることに改めて感謝する。忙しい中で、全ての学校で十分に出来ないことが発生するかと思うので、その辺りは教育委員会でサポートしてほしいと思う。また、私見であるが、私自身が教員養成課程にいるが、学生を4月から黒板の前に立てる状態にすることが精一杯である。卒業生と話すとき、中には現場のリアリティーショックを受けて半年で学校に行けなくなったり、教職に魅力を感じられなくなってしまう学生がいる。やはり、そのような学生を救えるのは、校長や教頭など管理職の方々の温かいサポートである。少し年上の方の声掛けもあるが、管理職の方が、教員を信じて最後はサポートをしてくれる状態がある学校とない学校とで、若者の心が折れるかどうかは相当左右されるという感触を持つので、校内研修もそう



であるが、最後は管理職の方のサポートだということを共有してほしい、と要望

天田学校教育部次長

しっかりと管理職と若年層、先生方と子どもたちが信頼関係で結ばれるような取り組みをしていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第45号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

議案第45号「平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

昨年度に示した方針と変更はない。習志野市子ども・子育て支援事業計画を念頭に置き、就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るための適材・適所の人事配置を考えていく。

参考として、平成30年10月31日現在では、幼稚園職員は正規職員が38名、臨時的任用職員が2名、一般職非常勤職員が38名で構成されている。今年度、幼稚園から保育所・こども園へ異動した職員は4名、保育所・こども園から幼稚園へ異動した職員は3名、行政職から幼稚園・こども園への異動は3名、幼稚園より行政職への異動は1名で、計11名が教育委員会と市長事務部局であるこども部の垣根を越えた交流を行っているところである。

例年の人事異動に加え、今年度で新栄幼稚園、秋津幼稚園、香澄幼稚園が閉園することに伴う異動もある。幼稚園・こども園・保育所の壁をなくし、積極的に人事交流を図りながら、それぞれの現場で実践を積み、いかなる施設でも対応できる人材育成の強化を異動方針の軸としたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第46号 鷺沼小学校の通学区域の一部を調整区域とすることについて** (学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第46号「鷺沼小学校の通学区域の一部を調整区域とすることについて」、提案する。本議案は、鷺沼小学校の通学区域の弾力化として、鷺沼小学校の通学区域である「鷺沼台2丁目19番30号～37号」を保護者からの申請を受け、指定学校を大久保小学校に変更できる調整区域と定めるものである。

鷺沼小学校の通学区域である「鷺沼台2丁目19番30号～37号」を調整区域にすることについて、説明する。変更の理由は3点ある。1点目は、通学路の交差である。図の緑枠の区域が鷺沼小学校の該当区域である。この地区に住む児童は、図の青い矢印を通学路として鷺沼小

学校に通学する。ピンク色の区域は大久保小学校の通学区域であり、図の赤い矢印が通学路となるため、通学路が交差することになる。

2点目は、区域の孤立である。緑枠の該当区域は、ピンク色の大久保小学校の通学区域、水色の線で表した鷺沼小学校の通学区域の境界、黄色の線で表した京成線の線路に囲まれ、孤立した区域となっている。生活圏では、大久保小学校の児童が多数を占めることになる。

3点目は、中学校の通学区域である。緑枠とピンク色の両地区はどちらも鷺沼台2丁目であり、第五中学校の通学区域である。小学校は別であっても中学校で一緒になるため、このことによる影響はない。

以上のことから、緑枠の区域を大久保小学校に指定校を変更できる調整区域に定めたいと考えている。調整区域に変更した際は、該当区域の各家庭及び町内会にその旨を伝える文書を配付し、変更の周知を図る。それにより、鷺沼小学校に在籍している児童が大久保小学校に転校する意思があれば、指定校変更の手続きを行い、転校できるものとする。また、今後、該当区域に転入する家庭についても、調整区域であることを伝え、選択できるようにする、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第47号 習志野市運動部活動ガイドラインの策定について

(指導課)

荒井指導課長

最初に、ガイドライン策定までの取り組みの確認であるが、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、千葉県教育庁教育振興部体育課より、6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」が改訂された。この千葉県からの通知を受け、習志野市では国及び県の方針に則り、市が設置する学校に係る運動部活動の方針を策定することとなった。

この策定にあたって、習志野市運動部活動ガイドライン作成委員会を設置した。委員については、学校教育部長を委員長、学校教育部次長を副委員長とし、指導課長、学校教育課管理主事、指導課担当指導主事、小中学校体育連盟会長、校長会の代表、教頭会の代表で構成されている。委員会は、第1回を7月4日、第2回を9月27日、第3回を11月6日の計3回開催した。

各委員会での概要であるが、第1回委員会では、委員会設置の概要について、今後の策定スケジュールの確認、現状の市内各中学校の部活動の現状報告を行った。第2回委員会では、他市の部活動の活動時間について、休養日の設定についての現状把握、校長会、教頭会、教務主任会それぞれの作業部会において意見交換をしたことに関する報告、本市のガイドライン作成のための情報収集及び活動時間、休養日について、議論・検討を行った。第3回委員会では、第2回委員会での検討を基に作成した「習志野市運動部活動ガイドライン」の案を委員に事前に配布し、その内容について検討・確認した。また、本日午前中の校長会議において、本市のガイドライン案の情報提供を行った。教育委員会会議で議決をいただいた後、正式に通知文を发出する予定である。この通知を受け、今年度末までに各学校でガイドラインを作成し、各学校が教育委員会に提出する。

続いて、ガイドラインの内容について説明する。基本的には、以前も報告したが国や県からの通知を基本として作成している。また、県内ではガイドラインを作成し、既に取り組んでいる自治

体もあるため、その状況等も把握しながら作成を進めた。

まず、「1 はじめに」には、国・県の記事を使用した。基本的には県の文言である。そして「2 学校教育における運動部活動の位置付けと意義」については、千葉県の内容である「3 適切な運営のための体制整備」については、基本的には国を参考にしている。「3(2)エ 習志野市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性を図るための研修等を行う。」については、以前の教育委員会会議で古本委員から市の研修に関する質問及び要望をいただいたため、それを反映させている。来年度の行事策定の中で、研修会を行うことを現在検討している。続いて、「5 適切な休養日等の設定」であるが、これについては後程詳しく説明する。「6 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」については、国・県を参考としている。「7 けがや事故の防止」には、今年非常に大きな問題となった熱中症についても記載した。

総合的に、部活動の運営にあたっては、学校、児童生徒、保護者の合意形成の下、成立するものであるため、その旨を「3 適切な運営のための体制整備」に明記している。併せて適切な活動時間、休養日の設定については、各学校の現状や競技の特性を踏まえ、平日は2時間程度、週末・学校の休業日は3時間程度とした。この数字については、国・県と同様である。併せて休養日については、平日1日以上、週末1日以上設けることを基準とし、週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を設けることとしている。これについては、県を参考にしている。その他として繁忙期については、学校、児童生徒、保護者が連携し、合意形成を図ることを付け加えた。県の「3時間程度の活用を超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する」という文言をこのような形で表現したということである。また、「6(4) 保護者との連携」で、「ア 部活動の運営方針、年間計画、競技の特性等について、年度当初に保護者会を開くなどして全保護者に説明する。」、「イ 大会、練習試合、合宿等は、校長が把握し、事前に保護者の承諾を得る。」とあるが、特にイについては、先ほど説明した校長会の作業部会で、案として出てきたものを採用している。この他、記載には細かく書いていないが、特に生活習慣や環境が変わる中学校の運動部活動に所属する中学1年生については、体力面・精神面にも配慮する必要があるため、特に一学期は十分配慮するということを、今後周知していこうと考えている。

今後については、「習志野市運動部活動ガイドライン」を市のホームページに掲載し、各学校に適切な運動部活動の在り方について共通理解を図り、安全で充実した部活動運営ができる環境づくりを目指していきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

部活動は安全に行うことが基本であると思うが、けがの実態などの集計を取ったデータなどはあるか、と質問

荒井指導課長

具体的なけがの状況等の調査は特に実施していない。大きな事故等については、学校教育課に報告が挙がってくることはあるが、全体的な把握はしていない、と回答

古本委員

把握は絶対にした方が良いと思う。今、熱中症の話があったが、特に疲労骨折がとても多い。そして、生徒に対して休む必要があると説明しても、指導している先生に言ってもあまり反応が無く、休めとは言われない現実がある。いくら研修をしても、数を把握し、疲労骨折を起こす生徒

が多い部活動に対して指導をしないと直らないと思う。昨日も、走っている最中に突然走れなくなったという方が来た。診察をしたところ腓骨が折れていたなので、すぐに手術する必要があると話したが、定期テストの時期であるため内申の心配もあると悩んでいた。また、他にも疲労骨折の跡も多く見られた。しかし、痛かったにも関わらず、先生は全く疲労骨折を把握していないという状態であったようだ。やはり、現実を把握しないと、捻挫や骨折などいわゆる目で見ても明らかなものではないもの、使いすぎによるけがについても実態を把握しないと、それに対する対処ができないと思う。本人が痛いと言っているだけで済むものなら良いが、いつまでも運動を続けている場合は、安全ではないと思うため、まずは実態を把握するところから始めてほしい、と回答

天田学校教育部次長

学校で起こったけがに関しては、保健室を通すものも通さないものも体育の授業で起こったのか、休み時間中に起こったのか、部活動で起こったのかというどの状況で起きたかについては、保健室で養護教諭が把握していると思うので、今確認した上で、後ほど答える、と回答

古本委員

おそらく、「捻挫して歩けなかった」、「転倒した」などの急性時のケアは、養護教諭が把握すると思うが、「最近足がずっと痛い」など明らかに外傷がないけがに関しては、把握していないと思う。そのようなものも含め、「このような病気についても把握するように」と指示しないと数にカウントされないと思う。例えば「腰が痛い」という症状も、腰痛分離症になる恐れがある。しかし、普段から痛がっている生徒を養護教諭は数にカウントしていないと思う。知っているか聞くと、知らないという方が多い。まずは研修が必要とは思いますが、このようなことについても、ぜひお願いしたい、と要望

櫻井学校教育部長

今、古本委員から専門的な意見をいただいたが、目に見えないけがについては、先ほど説明した運動部活動ガイドラインの中に技術的な指導もあるが、管理職員に対しても内面的なけがに対する研修をするということを謳っているため、来年度そのような研修ができればと思っている、と回答

古本委員

ぜひ、安全に部活ができる環境をつくってほしい、と回答

天田学校教育部次長

確認したところ、古本委員の話のとおり、休み時間や体育の時間、部活動の最中にけがをしたなど、そこで起きたけがに関しては、どこでどのようなけがをしたのかを各学校の保健室で把握している。ただ、オーバーワークに伴う慢性的なけがに関しては、これからしっかりと把握し、対応策を考えて行かなければならない部分もあると思う。ダウンの仕方や練習後のアイシングの方法なども含めて、運動障害・スポーツ障害が起こらないような対応を、各学校で進めて行かなければならないと思っている、と回答

古本委員

子どもたちの安全のために、ぜひよろしくお願ひしたい。けがをしなくても強くなれると思うので、そのためにも現状を把握し、どこに問題があるかを皆で考えることで、レベルが高く、かつ安全

に活動ができると思う、と要望

梓澤委員長

策定した以上は、守らなければ意味が無いので、ぜひ実行してもらいたい、と要望

貞廣委員

「繁忙期」という記載についてである。御承知のとおり、スポーツ庁が出したガイドラインであるが、なぜこのようなガイドラインを出したかという、子どもたちが「勝ちたい」、「強くなりたい」、保護者の方や教員の方々の「勝たせたい」、「もっと強くさせてあげたい」、「他の人も活動しているので、自分もけがをしても頑張らなくてはいけない」という、学校と児童生徒、保護者が連携して、もっとやろうという合意形成を図ってやり過ぎてきたため、出来たものであると思う。皆、部活動をやりたいし、強くなりたいと思うが、そうなるやり過ぎだから、若干杓子定規でも時間で区切りをつけて、健康で他の勉強もきちんと出来る状態で部活動をやろうとなった訳である。こうした背景を鑑みると、資料4ページ目の「繁忙期については、学校、児童生徒、保護者が連携し、合意形成を図る」という一文だけで終わっていることに、大変危惧がある。例えば、ずっと繁忙期であるとし、全員が「活動したい」と言えばずっとやるということに、この一文があることでなり得る。したがって、「繁忙期」の定義や通常よりもたくさん活動した後はどのような対応をするかについても、しっかりと歯止めをかける文章が無ければ、ガイドラインにならないのではないか。「繁忙期」の解釈で他全部をなし崩しに出来てしまうので、但し書きのようなものを入れる方向で再検討しないと、ガイドラインにならないように思うがいかがか、と質問

荒井指導課長

先ほど注釈したが、県のガイドラインに「これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する」ということが記載されている。当然、そのことについては県のガイドラインに書いてあるものであるため、市としてもきちんと伝えて行こうと考えている、と回答

貞廣委員

県に書いてある内容であれば、同等の内容をしっかりと市にも書き加えるべきであると思う。なぜ、取らなくてはいけないのか、意図的に取っているのかという意地悪な解釈も成り立つ、と質問

荒井指導課長

先ほども最初の方で説明したが、県内他市では実際に取り組んでいる自治体がある。その情報等も確認したところ、ガイドラインに基づき実際に取り組んでいるが、「繁忙期」という言葉については大きな影響はないと聞いた。実際に取り組んでいる自治体が、今までと変わらない、今までよりも多くなったということはなく、きちんと対応ができていることであつたため、この言葉を使っている、と回答

貞廣委員

残念ながら、今の説明では十分に納得できない。ほぼ歯止めのない文章をつくり、それをガイドラインにすることについて私は疑問を持つ、と発言

荒井指導課長

指摘の中で心配されているところがあると思うが、基本的には記載のとおり、「活動時間」、「休養日」が原則である。前回の教育委員会会議でも少し話したが、冬場に関しては実際の活動が10分程度しかできない状況が基本的にあるので、そのようなことも含め、年間を通じて一律ではないという意味で捉えてほしい。「繁忙期」という内容の中には、練習をやりたくても出来ないという時期もあり、このような場合は帰りの学活が終わり、最終下校まで10分で帰宅しないといけないということもある。また、協議によって冬場に大会があり、たくさん練習がしたいなどあれば、練習ができないことがないようにするために、あまり限定していないということもある、と回答

赤澤委員

事前説明を受けた際に、この件について話をしたが、私自身はそこまで現場に詳しくないので、もしかしたら保護者が部活動を過度にやらせることを止めることもあるのかと思い、合意形成がどのようなものか今一つわからないところがあったが、基本的に貞廣委員の心配していることは本当にそのとおりだと思っている。この一文があることによって、ガイドラインの意味がなくなると一般の人が見ても感じると思う。合意形成が上手くいかないのが、ガイドラインを作ったといういきさつだと思っていたが、このガイドラインが実際に機能するのか、しないのか、先ほどの説明のような形で部活動の運用の仕方として良いものになれば、それは機能していると言えるが、その辺りによると思う。このまま、特に見直しをせずに実施となると少し心配があると思う、と回答

荒井指導課長

今後、各学校でこのガイドラインを基に、学校のガイドラインを作成していく。その際に、このガイドラインはどのような目的で出来たかということについて周知・確認を進めていくことが大切であるし、先ほど指摘があったように「繁忙期」という言葉が違う意味や逆の意味で捉えてしまうことがあれば、改訂版で修正していくということになるかもしれないということも含めて、なぜこの言葉が入っているのかについても、先ほどの県の内容も併せて確認していきたいと思う、と回答

天田学校教育部長

「5 適切な休日等の設定」についてのその他の部分であるが、しっかりとしたガイドラインにするために、学校から部活動の顧問、児童生徒、保護者が全ての面で理解をして進めるとともに、過度の取り組みにならないよう、校長・教頭・管理職がしっかりとした管理を部活動において行うことが、「繁忙期」という言葉の裏にあるため、それがわかりやすいように注釈をつけて、見てわかるような形でまとめていきたいと思う、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で継続審査となった。

### 協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について

(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

協議第3号については、習志野市子どもの読書活動推進計画のパブリックコメント案の実施にあたり、協議をお願いするものである。

本計画については、前回の教育委員会第10回定例会において本計画の基本目標や基本方針などの基本的な考え方に対する社会教育委員からの答申の報告と、現在の策定状況の報告をしたところである。今回は、12月1日から28日の間で実施を予定しているパブリックコメントについて、別紙計画案にて実施してよいか協議していただく。

資料の1ページ目は、実際のパブリックコメントの実施概要をまとめたものである。「1 計画の概要」については、これまで説明した内容のものである。「2 実施期間」であるが、平成30年12月1日から12月28日までを予定している。「3 公表方法」であるが、市庁舎グランドフロアにある情報公開コーナーでの閲覧、社会教育課での閲覧・配布、市ホームページへの公表を予定している。「4 今後の予定」は、12月のパブリックコメントの実施後、来年1月にパブリックコメントの結果を公表し、併せて第4回社会教育委員会議を開催し、意見をいただき、庁内の検討会議で再度内容を詰めていきたいと考えている。その後、パブリックコメントや社会教育委員の意見等を踏まえて最終案を作成し、2月に開催される教育委員会会議において計画の決定を審議していただきたいと考えている。3月に計画を完成させ、来年4月1日からの施行を目指して進めている。

資料の2、3ページ目については、本計画の概要である。策定の背景や目的、対象、期間、基本目標、基本方針などをまとめたものである。

併せて、本日はパブリックコメントにかける計画案も資料に添付した。10月以降、庁内の検討会議等を踏まえた中で、10月に報告した内容から大幅な変更は行っていない。ただ、教育委員会第10回定例会において教育委員の皆様からいただいた、「子どものみならず大人への働きかけが大切である」ことや「高校生の不読率をいかに下げて行くのか」ということ、「学校図書館の開館等についても拡充を図っていくべきではないか」という意見についても、本計画で定めた事業を展開する中で取り組んでいきたいと思っている。

また、本計画の現状の課題の分析に応じた事業の展開、課題を解消するための事業を実施すべきであるということ、本計画の目標・効果に直接結びつく事業を実施していき、それを評価し、改善していくことについても大変重要なことであると考えている。子どもの読書活動を推進すること、子どもの感性を磨いて行くことや表現力を高めていくことで、最終的には学力の向上に繋がることが本計画の最終的な効果であり目標であることを十分に認識する中で、事業を実施するにあたって念頭に置きながら、効果の評価や事業の改善等に繋げていくことで本計画を推進していきたいと考えている。以上のことを理解の上、協議していただきたい、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成30年12月26日(水)午後1時30分に決定された

<報告事項(2)及び報告事項(4)並びに議案第41号、協議第1号及び第2号については非公開。

ただし、報告事項(4)については、平成30年11月22日をもって、協議第1号及び第2号については、平成31年2月19日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

**報告事項(2) 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について**  
(教育総務課)

三角教育総務課長

平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について、概要を説明

報告事項(2)は了承された。

**報告事項(4) 平成30年度教育費予算案(12月補正)について**  
(教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(4)「平成30年度教育費予算案(12月補正)」について説明する。報告事項(4)については、平成30年教育委員会第9回及び第10回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。

平成30年度教育費予算案(12月補正)は、市長事務局と協議を重ねた結果、(1)債務負担行為、1番については、まず事項名については、「市立幼稚園及び小中学校空調機器賃借料」に変更となり、申し入れを行った、期間15年、限度額、賃借料22億3千350万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内に対し、限度額は、マイナス962万7千円の22億2千387万3千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となっている。これは、空調機の設置学級数について、現時点の学級推計から最大学級数で見込んでいたものが、一部減額されたものである。

2番、習志野市スポーツ9施設指定管理料は、期間6年、限度額、委託料6億8千787万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内に対し、申し入れどおりの期間及び限度額が確定した。

この補正予算案は、明日11月22日から開会予定の平成30年習志野市議会第4回定例会に提案することで協議が整っているので報告する、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

**議案第41号 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**  
(教育総務課)

三角教育総務課長

平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第41号は原案どおり可決された。

**協議第1号 平成31(2019)年度習志野市教育行政方針(案)について**  
(教育総務課)



三角教育総務課長

協議第1号「平成31(2019)年度習志野市教育行政方針(案)について」、説明する。

来年度については、平成26年度から平成31年度までの6年間を実施期間とする教育基本計画の最終年度となる。平成31年度の教育行政を展開していこうとする中で、「平成30年度習志野市教育行政方針」、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(平成29年度対象)」、また、国・県の最新の動向を踏まえた検討を行い、別紙のとおり「平成31(2019)年度習志野市教育行政方針(案)」を作成したものである。

行政方針は、教育基本計画の4つの政策、18の基本方針、それらに基づく施策及び小施策ごとに、平成31年度に重点的に実施する項目を掲げている。その中で○印の項目は、前年度からの継続事項、◎印は新規及び重点事項である。

本日の協議内容を受け、改めて「平成31(2019)年度習志野市教育行政方針(案)」を作成し、最終的には、平成31年教育委員会第2回定例会において議決事項として提案する予定であると概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

## 協議第2号 平成31(2019)年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

三角教育総務課長

協議第2号は、平成31(2019)年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をするものである。

資料1ページから5ページは、平成31(2019)年度における教育行政方針(案)に基づいて、具体的に取り組む新規事業等を記載したものである。それ以降、資料6ページから34ページは、その事業の内容等について、まとめたものである。

平成31年度の市の予算編成方針について、説明する。本市では、基本構想に掲げる将来都市像である、「未来のために～みんながやさしきでつながるまち～習志野」の下、自立的都市経営に取り組んできたところである。平成31年度は、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度であり、各種施策の確実な実行によって成果目標を達成すべく、大久保地区公共再生事業における北館・南館の竣工、新消防庁舎の着工、さらに谷津小学校建替工事や芝園清掃工場延命化対策工事など、公共施設等総合管理計画を着実に進め、さらに地域包括ケアシステムの確立や小中学校等の普通教室のエアコンも含めた環境整備など、5つの重点事項が示された。

教育委員会を含めて全庁的に、これに基づいて予算編成に取り組むこととなる。提示のとおり、「未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること」、「子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること」、「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること」、「公共施設等総合管理計画に基づく取組を推進すること」、「第一次経営改革大綱の着実な実行により、財政健全化を推進すること」が掲げられている。

予算編成にあたっての総括的事項として、経常的経費は「庁内分権型予算」による配当方式、臨時的・政策的経費及び扶助費は、要求に基づく一件査定方式により、予算編成に取り組むこととなっている。

予算編成のスケジュールについて、説明する。今年度は、例年より約2週間程度前倒して市長より示された予算編成方針に基づき、予算を編成していく。この編成過程について、本日、教育

委員会第11回定例会の中で、新規・拡充して取り組む事業等について協議をし、教育費当初予算案として取りまとめを行っていく。第12回定例会では、市長に申し入れを行うための議案として提案し、その後、予算の内示及び復活予算ヒアリング等を経て、平成31年度教育費当初予算(案)として確定したものについて、来年の教育委員会第2回定例会の中で報告する予定である。

教育委員会における予算編成の考え方については、本市教育基本計画において、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標に掲げていることから、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもたちに変化の激しい社会を生き抜くための、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけるとともに、幼児から高齢者までのすべての市民が、いきいきと充実した学習活動に取り組める生涯学習社会の構築を目標とする。

目標を達成するための方針については、本市教育基本計画に位置付けられた4つの政策と18の基本方針に基づき、事業を展開していく。その内容であるが、1つ目の政策は、「未来をひらく教育の推進」である。幼児教育の向上では2つの基本方針を、学校教育の向上では4つの基本方針に基づき行っていく。2つ目の政策は、「生涯にわたる学びの推進」であり、5つの基本方針に基づき、3つ目の政策は、「学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進」であり、3つの基本方針に基づき、4つ目の政策は、「教育環境・学習条件の整備」であり、4つの基本方針に基づき行っていく。これら4つの政策と18の基本方針が、目標を達成するための事業展開の方針となるものである。

具体的に取り組む新規・拡充事業について抜粋して説明する。事業番号は、6ページからの臨時的・政策的経費調査表の事業番号であるので、詳細は後ほど確認してほしい。まず、1つ目の施策「未来をひらく教育の推進」について、基本方針3の「信頼を築く習志野教育の進展」として、事業番号5番、児童・生徒教育相談員推進事業では、登校やいじめの発生率などを考慮し、スクールカウンセラーや教育相談員を、これまで配置できていない小学校に対する教育相談員の配置に取り組んでいく。事業番号4番、特別支援教育推進事業では、新年度に新たに設置が必要となる個人配置支援の増員に取り組むとともに、第六中学校での知的障がい特別支援学級の2020年度開設に向けて、整備を進めていく。基本方針4の「子どもの生きる力を育む教育の充実」として、事業番号20番、小学校教育指導事業では、2020年度に行われる4年に一度の教科書改訂に伴い、学級担任等に教科書及び指導書等を、また、学習指導要領の改訂に伴い、教師用の指導書を購入する経費を計上するものである。事業番号31番、中学校教育指導事業では、学習指導要領の改訂に伴い、教師用の移行措置対応となる補助教材である指導書を購入する経費を計上するものである。事業番号2番、学校教育課事務費では、職員の勤務時間を把握するため、各小中学校へのタイムレコーダーの設置に取り組む。基本方針5の「子どもを未来へつなげる教育の展開」として、事業番号7番、読書活動推進事業では、小中学校における読書教育の充実を図るため、平成30年度に引き続き、学校司書の配置を増員することに取り組む。事業番号15番、小学校運営費及び27番、中学校運営費では、児童・生徒の読書活動を推進するため、図書購入費について、学校配当予算の増額に取り組む。事業番号10番、情報教育推進事業では、総合教育センターに配置する研究用タブレット端末の増置及び機器の整備を行うとともに、情報教育の起点となるようICT体験ルームの整備に取り組む。事業番号12番、校務用パソコン整備事業では、タブレット端末の導入に向けた小中学校のネットワークの整備に取り組んでいく。事業番号21番、小学校パソコン整備事業では、パソコン室のパソコンのリース更新時にタブレット端末を導入するとともに、今年度、パソコンの更新がない小学校については、教室用のタブレット端末の導入に取り組む。基本方針6の「魅力ある市立高校づくり」として、事業番号35番、部活動出場奨励費では、習志野高校生徒が、部活動において関東・全

国大会等に、県代表として出場する際に交付する、奨励金の増額に取り組む。事業番号37番、高等学校教育振興費では、ソフトボール練習場へのスプリンクラーの設置や老朽化している楽器の買替に係る費用などを計上するものである。

2つ目の政策「生涯にわたる学びの推進」について、基本方針7の「社会教育の充実」として、事業番号54番、図書館管理運営事業では、4つの図書館の指定管理料のほか、大久保図書館から中央図書館への移転費用、中央図書館において、利用者の調査研究に精度の高い情報を提供するため、民間事業者のデータベースを使用できるようにするための経費並びに視覚障がい者用音声拡大読書器用モニターディスプレイの購入経費等を計上するものである。事業番号55番、図書館資料整備事業では、新習志野及び谷津図書館の蔵書のうち、内容の古くなった図書の買い替えを行うため、図書購入費の増額に取り組むとともに、中央図書館の開館に備え、新たに2万5千冊の図書を購入整備する費用を計上するものである。基本方針8の「文化財の保存と活用」として、事業番号41番、文化振興事務費では、文化芸術基本法の改正を受け、文化芸術の推進に関する計画を策定するための費用を平成31年度から2ヶ年の継続費にて計上するものである。事業番号46番、市史調査事務費では、2020年1月で習志野俘虜収容所の最後のドイツ兵捕虜が解放されて100周年を迎えるため、その周年行事を実施するとともに、記念誌として(仮称)「ドイツ兵捕虜収容所」を刊行するための経費を計上するものである。基本方針10の「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」として、事業番号64番、市民スポーツ指導員活動事業では、市民スポーツ指導員の3年の任期更新に合わせて、新たな指導員を確保するため、養成講座を実施するための費用を計上するものである。基本方針11の「青少年健全育成の推進」として、事業番号58番、放課後子供教室事業では、就学児童を対象とした、放課後の安全・安心な子供の居場所づくりとして「放課後子供教室」を開設し、運営するための経費を計上するものである。4つ目の政策、「教育環境・学習条件の整備」について、基本方針15の「安全で潤いのある学校環境の整備」として、事業番号40番、幼稚園空調整備事業、19番、小学校空調整備事業、30番、中学校空調整備事業では、市立の幼稚園及び小中学校にリースにてエアコンを設置するための経費を計上するものである。事業番号16番、28番、小学校及び中学校施設管理事業では、学校敷地内のブロック塀の調査、PCB特別措置法に伴う蛍光灯安定器のPCB含有調査委託費等を計上するものである。また、小学校に設置されている遊具について、専門業者による安全点検に取り組んで行く。次に、事業番号24番及び33番、小学校及び中学校大規模改造事業では、東習志野、向山、藤崎の3小学校、第四、第六の2中学校の大規模改造工事に取り組むほか、袖ヶ浦東小学校の大規模改造工事に係る設計に取り組んでいく。また、平成30年度から引き続き、谷津南小学校の大規模改造工事に係る設計に取り組むとともに、平成31年度からは大規模改造工事にも取り組む。事業番号25番、谷津小学校校舎改築事業では、平成30年度に引き続き、谷津小学校の校舎・体育館等の全面改築工事に取り組むとともに、近隣の公園の活用にあたっての、安全整理員の配置の増員に係る経費、プール授業の県国際総合水泳場での実施に必要な経費を計上するものである。この他、新校舎については、エアコンの設置工事に取り組んでいきたいと現在考えている。事業番号26番、大久保小学校校舎改築事業では、平成31年度から3ヶ年の継続事業として、大久保小学校の全面改築工事を実施するため、基本計画、基本設計、実施設計の作成に取り組んでいく。事業番号34番、第二中学校校舎改築事業では、平成31年度から3ヶ年の継続事業として、第二中学校校舎の全面改築工事を実施するため、基本設計、実施設計に取り組んでいく。

この他、事業番号38番、高等学校施設整備事業では、普通棟及び特別棟の外部改修工事や図書室及び音楽ホールエアコン改修工事など、老朽化した施設の改修工事などに取り組む。事業番号13番、総合教育センター施設整備事業では、適応指導教室のエアコン取替工事や総

合教育センターへのエアコン設置工事などに取り組む。事業番号60番、少年自然の家施設整備事業では、食堂へのエアコン設置工事及び浴室屋根の防水シート張替工事に取り組む。事業番号69番、給食センター施設整備・維持管理運営事業では、新給食センターの施設整備及び維持管理運営に係るサービス対価を計上するものである。事業番号70番、旧給食センター解体事業では、旧給食センターの跡地活用や財源化を円滑かつ早期に行うために、解体工事の設計に取り組む。基本方針16の「持続可能な社会教育施設の整備」として、事業番号42番、旧大沢家住宅等維持管理費では、屋根の葺き替えを実施してから十数年経過していることから、差茅を行うための設計に取り組む。事業番号51番、公民館施設整備事業では、大久保地区公共施設に係る維持管理運営に係るサービス対価のほか、老朽化する袖ヶ浦公民館の空調設備の更新工事及びエレベーター改修工事などの経費を計上するものである。基本方針17の「健康・体力を育むスポーツ施設の整備」として、事業番号66番、体育施設整備事業では、袖ヶ浦体育館の非構造部材の耐震化対応工事や秋津サッカー場照明塔改修工事など、老朽化する体育施設の整備に係る経費を計上するものである。

以上が、教育費当初予算の中で、新規及び拡充して取り組む事業の主なものである、と概要を説明

古本委員

とても内容が盛りだくさんであるが、期待していることは司書についてである。近隣市と比べると、習志野市だけ司書の充足率が約39%であり、今回4名採ったとしても、まだ約56%という状況である。また本を買い替えるという話もあるため、ぜひお願いしたい、と要望

荒井指導課長

以前も回答したが、現在、本市でも「子どもの読書活動推進計画」の策定に社会教育課で取り組んでいるところであるため、それを踏まえ学校図書館についても、学校司書の増員を要望しているところである、と回答

古本委員

良い機会であるため、ぜひこの機会に増員できればと思う、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言